

計画障害児相談支援事業  
重要事項説明書

株式会社スマイルライフケア  
相談支援事業所 hope  
鹿児島県始良郡湧水町木場 956 番地 6  
TEL : 0995-54-1725  
FAX: 0995-54-1726

# 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

## 1. 事業者の概要

名 称	株式会社 スマイルライフケア
所 在 地	鹿児島県霧島市溝辺町竹子 603 番地 19
電 話 番 号	0995-59-1688
代 表 者 氏 名	代表取締役 永吉 るり子

## 2. 事業所の概要

事業所の名称 (事業所番号)	相談支援事業所 hope (特定) 4632815157 (障害児) 4672800010
事業所の所在地	鹿児島県始良郡湧水町木場 956 番地 6
事業所の電話番号	0995-54-1725
事業所のFAX番号	0995-54-1726
事業所のE-mail	Smilelife_hope101@yahoo.co.jp
管 理 者	内野 まみ
事業所の開設年月日	令和6年10月1日
目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p>

	<p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
--	---

### 3. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		従事する 業務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			管理業務
相談支援専門員	1名 以上		1			サービス利用 計画作成 連絡調整

### 4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談】 障害者からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービスの支給決定の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することがで</p>

	<p>きるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。</p>
--	---

#### 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	<p>月曜日から金曜日までとなります。 ただし、12月30日から1月3日までを除きます。</p>
営業時間	<p>午前8時30分から午後5時30分までとなります。</p>

#### 6. 通常の事業の実施地域

<p>湧水町 霧島市 ただし、通常の実施地域以外の希望者に対し実施する場合があります。</p>
---

#### 7. 主たる対象者

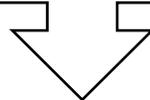
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> <li>・障害児</li> </ul>
--

#### 8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

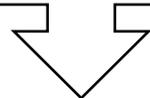
(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

##### 【計画作成までの流れ】

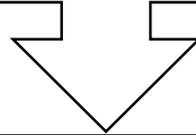
利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。



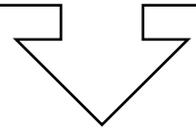
利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



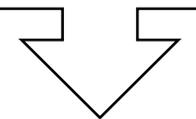
把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。



支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。



(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

## 9. 利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問し相談支援を提供する場合それに要した交通費の額は、その実費を利用者等から徴収します。
---------	---

## 10. 事故発生時の対応

本事業所では、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

#### (1) 要望・苦情等申立先

当 事 業 所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 永吉 るり子</li> <li>・ ご利用時間 8:30 ~ 17:30</li> <li>・ 電話番号 0995-54-1725</li> <li>・ F A X 0995-54-1726</li> </ul>	
苦情解決責任者	永吉るり子	電話番号：080-1536-9139
各 市 町 村	市町村が発行する受給者証に表示されている、市町村の担当係に申し出ることが出来ます。	

### 12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 内野 まみ</li> <li>・ ご利用時間 8:30~17:30</li> <li>・ 電話番号 0995-54-1725</li> <li>・ F A X 0995-54-1726</li> </ul>	
------------------	--	--

### 1 3. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

#### 【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
- ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・契約書及び重要事項説明書
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 1 4. 秘密保持及び個人情報に関する同意について

本事業所では、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。また、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

**【事業者】**

所在地： 鹿児島県霧島市溝辺町竹子 603 番地 19

名称： 株式会社 スマイルライフケア

代表者： 永吉 るり子 印

**【説明者】**

所在地： 鹿児島県始良郡湧水町木場 956 番地 6

名称： 相談支援事業所 hope

管理者： 内野 まみ 印

私は、本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり重要な事項の説明を受け、同意しました。

**【利用者】**

住所：

氏名： 印

**【代筆者】**

住所：

氏名： 印

続柄：

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し利用者（保護者）事業者が記名、捺印のうえ各 1 通を保有するものとする。